

令和4年（ネオ）1007号 損害賠償請求事件

上告人 榎本清

被上告人 東大和市

上告理由書

最高裁判所 御中

2023年1月16日

上告人 榎本清 印

上記の事件について、上告人は次のとおり上告理由書を提出する。

上告の理由

第1、本件の概要と憲法違反の事実、及び上告の趣旨

本件は、2021年2月、上告人他62名の賛同者と共に東大和市議会に提出し、受理された「東大和市子ども・子育て憲章」の制定の見直しを求める陳情（甲1号証 以下「当該陳情」と略す）が、東大和市議会会議規則（甲4号証 以下本文のみ「同規則」と略す）の定めに反し「議長預かり」とされ、同市議会で審査されなかったことが違法であるとして損害賠償を請求し、ならびに当該陳情が同議会に上程されていれば同市議会だよりに掲載されるべきであった同陳情について、別紙1の内容の謝罪記事の掲載を求めている事案である。

本件について上告人は、次の2点の憲法違反の事実があると主張する。

- 1、東大和市議会において、当該陳情が正当に審議されず、これを「議長預かり」とされたことは、日本国憲法第16条の請願する権利の侵害にあたるという事実（民事訴訟法312条1項）
- 2、東大和市議会による上記対応により、結果として同市議会発行の「市議会だより」に当該陳情提出が掲載されなかったことは、憲法第21条の表現の自由の侵害にあたるという事実（同上）

以上により、原判決は違法であり、破棄されるべきものであると上告人は主張する

第2、憲法第16条に対する判断の誤りと違反の事実

- 1、憲法・請願法と他の法律との関係

(1) 請願法第 2 条から第 6 条について

憲法第 16 条は請願する権利を定めている。日本国憲法の第 3 章「国民の権利及び義務」で始まる第 9 条から第 15 条までの主体はすべて「国民」であるのに比べ、第 16 条では、その主体を「国民」ではなく、「何人も」としている。つまり日本国籍を持たなくとも、未成年であろうともその権利を有するということである。このことは以下の法律との関係で、重大な意味を持っている。

憲法第 16 条では請願の形式について全く触れていないが、請願法によってその形式については定められている。同法は憲法施行と同日に施行され（同法付則参照）、その故にこそきわめて緊密性のある法律である。その第 2 条には、「請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。」と定め、請願者の氏名・住所を記載した文書でこれをすればよく、その表題等についての定めは特にない。すなわち、表題は要望・陳情・請願等々、いずれであってもよいということである。この一事のみをとっても、請願がその表題によって差別されるべきものではないということが明らかである。

請願法第 3 条と第 4 条は請願の提出先について定め、第 5 条は請願を受けた官公署が、これを受理し誠実に処理しなければならないと定めている。第 6 条は請願をしたためにいかなる差別も受けないという条項である。請願法第 5 条と第 6 条は、請願する権利と、差別待遇を禁止する憲法第 16 条と完全に同調している。ここでも請願法が憲法第 16 条ときわめて緊密性の高い法律であることが見て取れる。

(2) 請願法第 1 条について

請願法第 1 条は、「請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。」としている。「別に法律の定める場合」とは国会法第 79～82 条と地方自治法第 124～125 条であるとされている。これら法律のうち、国会法第 79 条、地方自治法第 124 条にはどちらにも「(前略) 請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」(カッコ内上告人) という文言がある。

両法律は、議会に対する請願の手続き、取り扱いについて定めたものに過ぎないが、これらがいわゆる「請願」というものをきわめて狭い範囲に限定する根拠とされ、かくして憲法第 16 条の本来の趣旨（官公署に「要望」を申し出る権利）から大きく逸脱させられる、誤った原因

となっている。すなわち、衆参各議院の議会・地方自治体議会（以下、たんに「議会」と略す）を提出先とする請願というものはこのようなものであると限定されてしまい、それ以外の陳情書・意見書・申し入れ書など（以下、「陳情」と略す）は憲法第16条、及び請願法にいうところの「請願」には含まれないという、排除条項として機能しているということである。

原判決における「本件陳情は、陳情であって、請願ではないから、憲法16条違反及び請願法5条違反をいう控訴人の主張はその前提を欠くものといえる」（4頁13～14行）という判断がその典型である。しかし、これは次項以降で述べるような理由で誤りであり、憲法第16条の請願する権利の本来の趣旨に背いており、憲法違反の判決であると言わねばならない。

請願法第1条にある「別に法律に定める場合」が、国会法第79条、地方自治法第124条にいう「請願」を指定しているとしても、以下の請願等の文書を請願でないと判断するのは適当ではない。すなわち、①議会以外の官公署を提出先とする請願書、②議会以外の官公署を提出先とする請願以外の表題を冠した「陳情」の類、③議会に対する請願以外の表題を冠した「陳情」の類である。これらがすべて憲法第16条、及び請願法のいう請願に含まれず、法的な権利がないと解するのであれば、以下の項目で述べるとおり、きわめて不平、不合理な事態を生起することとなる。

ただし本件の場合、上記想定をしなくとも、下記のとおり、当該陳情を請願ではないとした原判決は誤りであり、憲法第16条違反、及び憲法第21条違反の事実を消し去ることはできない。

すなわち、当該陳情は、地裁判決で「イ 本件陳情書は、その内容が請願に適合するものであり、本件会議規則134条により請願書の例により処理されるべきものである。（争いが無い）」（6頁1～2行）とされ、当該陳情が請願に適合し、請願書の例により処理されるべきことは上告人と被上告人双方で争いのないところとされているのである。ところが、このことを等閑視し、「本件陳情は、陳情であって、請願ではないから、憲法16条違反及び請願法5条違反をいう控訴人の主張はその前提を欠く」（5頁18～19行）と根拠もなく断定している原判決は、民事訴訟法第179条違反であり、その判断は正されなければならないのである。

よって、仮に「陳情は憲法16条及び請願法にいう請願ではない」という所論が成り立つとし

ても、上告人、被上告人の双方で当該陳情が請願であることを「争いが無い」としているから、左記事実はいささかも揺るがない。

2、憲法第 14 条「法の下での平等」違反

前項冒頭でも述べたとおり、請願する権利は何人にも与えられている。外国人であろうと、未成年であろうと、寝たきりの病人であろうとそれは変わらない。その権利は日本国内外の「国民」にとどまらず、日本国に存在するすべての人民を対象としたものである。しかし、議会に対する請願というものの規定を、国会法第 79 条、地方自治法第 124 条のみに限定すると、著しい不平等が生じることはたやすく想定できることである。

社会経験の少ない未成年の子女が議員に働きかけて紹介者になってもらうこと、日本語が十分に使いこなせない外国籍の住民が請願書をしたため議員に働きかけること、寝たきりの重病患者が議会に赴き議員と交渉すること、さらには諸外国に居住する日本国籍を持つ人々にとって不可能ではないが、きわめて困難な条件である。

仮にこれが陳情ならば議員の紹介が必要なく、そのハードルはずいぶんと下がる。しかし、いっぽうで「陳情は請願ではないから、憲法 16 条違反及び請願法 5 条違反をいうことはできない」とされ、法的な保護を受けられなくなる可能性が高い。

このような請願する権利の不平等は、法の下での平等を定めた憲法第 14 条に著しく違背する。憲法違反を疑われるこのような事態が議会で生起するのは、請願が成立する条件を国会法や地方自治法の規定にのみ求める判断そのものに誤りがあるからである。国会法 79 条や地方自治法 125 条に書かれている内容は、本来、議員の紹介による請願について定めただけのものであって、憲法第 16 条、及び請願法にいう請願の一部をなすものでしかないものであり、そのように解釈しなければ、前記 2 法の定める請願する権利が厳格に守られないことになる。

すなわち、国会法第 79 条、地方自治法第 124 条は、議会における請願の提出手続きを定めただけの、いわゆる手続法であり、限定的に解釈されるべきものなのである。議会に対する請願以外の「陳情」を、憲法第 16 条の請願、ならびに請願法の規定から排除することは、次々項に述べる国会答弁とも矛盾し、両法の趣旨に背くこととなる。

3、憲法第 21 条 2 項「検閲の禁止」・憲法第 19 条「思想・良心の自由」違反

(1) 請願提出者の立場から（憲法第 21 条 2 項「検閲の禁止」違反）

国会法第 79 条、地方自治法第 124 条に示されるもののみを請願とすることは、請願する機会を著しく限定し、先に述べたように請願しようとする者の置かれている立場、条件によっては請願そのものの成立を不可能とするものである。このことは、前項で述べた憲法第 14 条の法の下での平等に反するばかりなく、憲法第 21 条 2 項検閲の禁止に抵触する恐れがあることをまず指摘しておかねばならない。

仮に国会法第 79 条、地方自治法第 124 条に示されるもののみを請願とするならば、「何人も（中略）請願する権利を有する」（憲法第 16 条）ためには、所定の手続きさえ踏めば等しくこれを行使できなければならないことになる。しかるに、請願の手続きを定める国会法第 79 条、地方自治法第 124 条はその条件を満たすものとはなっていない。

両法で定める請願の紹介議員の指定は、当該の請願の内容に賛意、もしくは同意が得られる議員の存在が不可欠である。賛意、または同意が得られない場合は、当該請願の内容を変更するか、請願の提出そのものをあきらめる（必要に応じて陳情等に切り替える）かの二者択一を請願提出者は迫られることとなる。

請願の内容を変更することが請願提出者、陳情紹介議員双方の合意のもとになされることもあろうが、請願提出者が不本意なまま、その内容を変更せざるを得ないことも生じがちである。請願の内容を内的な動機によらず、外的な理由によって（議員の意向に従って）変更することは、憲法第 21 条の表現の自由にもかかわる問題であるとともに、検閲を禁止した同法同条 2 項に抵触することにもなる。

かくして請願提出者は請願内容を変更するか、請願そのものの提出をあきらめ、陳情その他として提出する他なくなる。請願提出者がこのような二律背反に立たされることは、現行の請願の規定とその運用に欠陥があるからであり、憲法第 16 条の請願する権利に違反していることは明白である。

いっぽう、陳情に切り替えた場合は、またしても「陳情は請願ではないから、憲法 16 条違反及び請願法 5 条違反をいうことはできない」とされ、不当にも法的な保護を受けられない可能性が強くなってしまふ。どちらにしても請願提出者にとって、リスクを背負わねばならない事態に変わりはない。

（2）紹介議員の立場から（憲法第 19 条「思想・良心の自由」違反）

上記のような事態が起こりうるのは、請願が提出時において、すべからくこれを確実に議会に

あげるといふ条件が整っていないからである。これを回避するためには、無条件で請願を紹介する担当議員を置く必要があるが、現状ではそのようにはなっていない。

仮に請願を紹介する担当議員を定めたとしても、その際には、担当議員自身の内心の自由がおかされる恐れ（憲法第 19 条違反）が出てくる。その場合、担当となった紹介議員はその思想・信念とは関わりなく、請願の趣旨を受け入れ、その紹介者とならねばならない。反対に自らの思想・信念を守ろうとすれば、紹介者を降りる他なくなるのである。請願提出者のジレンマと同様の二律背反が、紹介議員の場合にも生じる可能性がここでも出てくる。

請願というものを規定する現行の解釈からは、上記のように請願提出者、紹介議員双方に憲法 21 条、19 条に抵触する事態を引き起こす可能性がある。すなわち、憲法第 16 条、及び請願法に対する請願の解釈自体に問題があり、憲法違反の事態が常態化していることの証左である。このような矛盾をはらむ請願についての現行解釈は、直ちに改められる必要がある。

4、国会答弁との矛盾

1984 年（昭和 59 年）第 101 回国会において、柴田睦夫議員による請願についての以下のような質問書（甲 31 号証-1）が提出された。そこには次のように記されている。

四 請願書の書式について

現行請願法は、「請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならぬ。」（第二条）と定めている。従つて、①請願書は、住所と氏名が記載された文書であれば足り、書式について特段の規制はなく、捺印なども必要でない。②当該文書の表題に「〇〇に関する申し入れ」などと記載されたものであつても、その内容が、官公署に対して希望を表明したり、意見を表明するなど、実質的に請願に該当するもので住所と氏名が記載された文書であれば請願書として扱わなければならないと理解するが、政府の解釈はどうか。

これに対し、当時の内閣総理大臣中曽根康弘が次のように答えている（甲 31 号証-2）。

四について

氏名及び住所を記載した文書であつて、官公署を提出先とし、かつ、請願としての内容を備えたものは、請願書である旨を明示していないものであつても、請願書として扱うべきものとする。考える。

国会では「請願」と銘打たなくとも、たとえ表題が陳情書・意見書・申し入れ書であっても「請願書として扱うべきもの」としている。ここで重要なことは、全ての官公署を提出先としていることと、陳情等の文書も請願の対象としていることである。つまり、国会の衆参各院の議会・地方自治体議会もその例外とはしていないこと、その表題が「請願」であるか否かが問われていないことの2点である。

このことは東大和市議会会議規則第134条の「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」ばかりでなく、同規則の「底本」とも言うべき標準市議会会議規則第145条「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」と同一のものである。

この例に倣って言えば、標準町村議会会議規則第95条、標準都道府県議会会議規則第93条にも同様の定めがある。このことは、全国の各地方自治体の会議規則を定める普遍的な条件であり、憲法第16条の請願する権利の趣旨に則ったといえる、先の内閣総理大臣の答弁は、まさにこのことの反映である。

更に付け加えるならば、2012（平成24）年、地方自治法の一部を改正する法律が成立するまでは、同法109条には「議案、陳情等を審査」の文言があった。このことも同上のことを裏付ける傍証となる。改正によって「議案、請願等を審査」と文言は変わったが、この件に関し、同年8月7日の第180回国会総務委員会で、川端達夫総務大臣（当時）は次のように答えている。

文言を改めることになっても、その意味するところは変わるものではないため、陳情については、「議案、請願等」の「等」に含まれるものと解されます。したがって、今後、標準議会会議規則に関し、総務省から陳情の取り扱いを変更させるような働きかけを行う予定はございません。

ところが現実にはどうか。本件のように、議会に対する「陳情」は請願ではないとされ、法的な権利からは遠ざけられている。たとえこれが会議以外の官公署に対する請願であっても、東京高裁平成23年6月8日（平成23年（行コ）第30号）判決のように、法的な保護の対象外とされるのである。まさに憲法第16条、請願法第5条無視の無法状態と呼ぶべき現状である。

このような憲法違反、国会答弁に反する状態は一刻も早く解消されなければならない。

5、日本国憲法（前文）違反

1890年（明治23年）に施行された大日本国憲法にも請願権は存在していた。第30条には次のような記述があった。

日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

しかし、請願を受けた機関に応答義務はなかったとされる。主権者が天皇なのだからという面はあり、一定の必然性はある。

先の大戦に対する深い反省のもとに制定され、1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法においても第16条に請願権は定められた。大日本国憲法が天皇主権であるのと比べ、日本国憲法は主権在民であるのが根本的な相違である。しかるに、憲法成立の根本原則が正反対にもかかわらず、請願の応答義務についての解釈は旧憲法の天皇主権のままであり、主権在民の本旨が全く生かされていない。新憲法成立からすでに75年も経て、この現実である。常識的にも、人類や歴史の進歩という側面から見ても、在りうべからざる異常な事態である。

請願法については、「第2、憲法第16条に対する判断の誤りと違反の事実／1、憲法・請願法と他の法律との関係」の(1)と(2)詳しく述べたので繰り返さないが、同法は日本国憲法ときわめて親密性の高い法律であり、請願者の権利とそれを受理する官公署の義務を明確に示している。しかしながら、現実的には、その法的な重要性が認識されず、権利・義務に関しても認識が薄く、請願法の解釈は旧態然としたままである。

このことに関しては、以下の論者が示唆的である。

請願権は、現憲法下においては、「唯[請願ノ]受理ヲ要求シ得ル」権利たる戦前の水準にとどまりえず、さらにその一步先にあるものとして、すなわち国民の意思（請願内容）を選挙後において日常的に国政に反映させるような努力を公的機関に法的に義務づけるものとして、解されなければならない。したがって、請願法が官公署に課した請願の誠実処理義務（第五条）は、このような内容的な意味においてとらえられるべきものであると思うのである。しかし、もしそうではなくて、それがたんに実務的・形式的なレベルにおいてとらえられるべきであるとするならば、戦前との断絶面は必ずや雲散霧消してしまうであろうからである。（渡辺久丸「現代請願権の法的性格をめぐって」『請願権の研究』（有斐閣）86～87頁）※傍点は原文のまま

請願法第5条は、地裁判決がというような「官公署の事務処理上の行為規範を定めたもの」（9頁19～20行）のような軽々しいものではない。憲法第16条が請願する権利を定めていることから導き出されるものは、「規範」ではなく「義務」とするのが、当然の帰結である。

地裁判決、それを受けた原判決には、上記のごとく、憲法第 16 条、及び請願法第 5 条に関して、日本国憲法前文の主権在民に背く解釈であり、是正は急務である。

6、小括

1984 年、国会において内閣総理大臣がいみじくも言明したとおり「その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するもの」でなければならず、このことは憲法第 16 条の請願する権利が示す本来の趣旨である。しかるに実際には、本件のように請願の意味をきわめて限定的に解釈し、「陳情」その他を差別的に扱うという事態が横行している。

すでに述べたように、その根拠としているものが国会法第 79 条、地方自治法第 124 条である。しかし、これこそがいわゆる「手続法」であって、ただだんに「請願」の字句が一致していることだけを金科玉条として、その根拠としているだけに過ぎない。その条項のどこにも陳情その他、請願書の例に倣う文書を排除する根拠となる文言は記載されていない。国会法や地方自治法の解釈によって、上位法である憲法第 16 条や請願法の規定を歪めるような、法的不安定性を出来させているのである。

憲法第 16 条に示されている本来の請願の意味を、国会法第 79 条、地方自治法第 124 条に規定された狭い意味での請願だけに限定し、陳情その他の文書を差別的に扱うこのような事態は早急に改善されなければならない。そのことは同時に、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である（憲法第 41 条）国会における内閣総理大臣の答弁に反する事態を正すことにもなり、また大日本国憲法時代の請願に関する応答義務に関する解釈からも抜け出せることとなる。

以上のような理由から、請願の例に倣う陳情等の文書は憲法第 16 条のいう請願にあたるものであり、表題を問わず請願と同等に扱われなければならないと上告人は主張する。併せて、憲法第 16 条の請願が権利として実質的に機能するためには、憲法と親密性の高い請願法、その第 5 条の「誠実処理」が、官公署における義務規定であらねばならないことは言うまでもない。

請願する権利は何人にも等しく与えられた権利であり、これを阻害することは憲法第 16 条に違反することとなる。してみれば、請願する権利という法的な利益を受ける根拠が上告人にはあり、その権利、法的利益を陳情であることをもって奪うことは、憲法第 16 条違反と言わねばならない。

第 3、憲法第 21 条 1 項表現の自由侵害の事実

被上告人が当該陳情を「議長預かり」とした行為は、上記のごとく憲法第 16 条違反にあたるが、そのことは結果的に憲法第 21 条 1 項の表現の自由の侵害を犯すことである。その根拠を請願権のもつ参政権的側面との関係で、以下詳述する。

1、請願の持つ社会的意義

請願権を参政権との関係でとらえることは、前記渡辺久丸氏ほか、多くの識者が認めているところである。

(1) 請願は、主権者である国民が、(中略) 民意を直接国会や政府などに伝えるという参政権的意義のほうに、重点をおいてとらえられるべきであろう。(浦部法穂『憲法学教室Ⅱ』253～254 頁)

(2) 請願権は、(中略) 元来国政に特定の民情を具体的に反映させようとする趣旨を有する点で、参政権として把握すべき性格の存することは否定しがたい。(佐藤幸治『日本国憲法論』383 頁) ※いずれも「(中略)」は上告人

国民の基本的な人権を定めた憲法第 11 条の一つである請願する権利については、請願者の個人的権利にとどまらず、参政権的側面があることから、その請願を社会に表明する権利をもあわせ持っていることは言うまでもない。すなわち、請願の内容が社会的に表明され、認知されて初めて請願の意味が活かされるのであって、議会の内部のみのやり取りでは、どのように扱われたとしても社会的にそのことは顕在化されることはなく、問題となることもない。

現に、「議長預かり」という不法な扱いを受けても、そのことを一般の市民が知ることがなければ、ただ議会内での「もてあそび」に終わってしまい、提訴という方法でしか問題化することはできなかった。このように、当該の課題が市議会という場で審議され、市民の間でも認知され、認識されてはじめて社会化され参政権的な意味合いを帯びることとなる。

市民という個から発した意見が、消極的な意味でも、積極的な意味でも、社会的な存在になることが必要な所以である。

2、憲法第 21 条「表現の自由」の侵害

東大和市においては、定例会開催に合わせて(原則的には年 4 回)発行される「東大和市議会だより」という議会事務局発行の広報誌がある。そこでは定例会ごとの議会報告がなされ、併せて請願、陳情等の提出内容と審議の際の賛否の内容、採決結果などが公表されることとなってい

る。

当該陳情は、2020年2月14日に東大和市議会に賛同者62名の名簿とともに提出されたが、同市議会は不当にもこれを「議長預かり」とし、委員会付託せず、本会議にも上程しなかった。当該陳情が本来の手続きを経て上程され、審議、採決されれば、その経過と結果は同議会だよりに掲載されるはずであった。

しかしながら、「議長預かり」とされ、議会に上程されなかったことにより、当該陳情については、その提出の事実すら掲載されることはなかった。当該陳情に賛同した多くの市民はもとより、一般市民にとっても同陳情があったという事実さえ知るよしはなかった。すなわち、当該陳情は、この世から抹殺されたと同然の扱いを受けたことになる。そのことにより、多くの陳情賛同者の中には、陳情が本当に市議会に提出されたのかどうか疑念に思う人がいても不思議ではない事態になったのである。

議会内では、議員の手元にのみ当該陳情の写しが配布されたが、それ以上のものではなく、傍聴人すらその事実気づくものはいなかった。

地裁判決は「市民の代表者である東大和市議会議員のうち、(第24号議案に対する)反対票を投じた議員が7名いたことが市議会だよりに掲載されており、市議会だよりに本件陳情書に係る記載がなくても、第24号議案に対する多様な意見があることは伝わっている」(11頁21~23行カッコ内は上告人)としているが、そのような判断は、議会での勢力争いや、駆け引きについて認識のない第三者的見解でしかないし、当該陳情にかけられた表現の自由の侵害を埋め合わせるものとは言えない。当該陳情の取り扱いについて、事実即した情報が市民社会に伝わらない限り、表現の自由が達成されたとは言えないのである。

当該陳情は同規則第134条の「その内容が請願に適合するもの」であり、「請願書の例により処理するもの」であるとは、上告人、被上告人間で「争いが無い」とされているのであり、民事訴訟法第179条違反にあたる違法な処理であることは、「(2) 請願法第1条について」においてもすでに触れたところである。ところが、そのような陳情が、東大和市議会に提出された事実さえも市議会だよりに掲載されなかったことは、そもそも不当なことではある。しかし何よりも問題なのは、62名の市民の意思表明の機会が侵害され、憲法第21条の表現の自由が奪われたということである。市民の意思が社会化されず、初めから存在しなかったとしか受け止められかねない事態を、市議会自身が招いたことである。このことは、市民の政治参加の議会が奪うこととも言え、きわめて重大な事態である。

しかも、市議会がこのような事態を招来することを認識していなかったとは毫も言えず、すでに当該陳情を「議長預かり」にした段階で、市議会にはこの重大な事態を想定できていたことである。「議長預かり」にすることは、市議会だより不掲載を意味すると、市議会議員であれば、認識していて当然のことであった。(甲 10 号証「議会だよりについて」参照)。

市民の代表であり、市当局の政策を厳しく精査すべき市議会において、市民から出た意見を抹殺し、その表現の機会、政治参加の機会を奪ったことは、自らの首を絞めるがごとき行為である。請願が議会に対する参政権的な意味を持つものであることを考え合わせれば、その機会を奪ったことは許されざる暴挙である。

当該陳情が不当にも「議長預かり」とされ、結果として憲法第 21 条「表現の自由」を犯したことは紛れもない事実である。この事実に対しては損害賠償請求では決して償うことはできない。したがって、これに対する謝罪として別紙 1 の謝罪広告を市議会だよりに掲載することは譲ることのできない条件である。

第 4、総括

憲法第 16 条「請願する権利」における請願については、すでに述べてきたように国会法・地方自治法の定めを根拠に、陳情その他の申し入れ書についてはその範疇に入れないという誤った判断がなされている。このこと自体が憲法違反であるが、その結果、上告人が縷々述べてきたように、派生して他の憲法の条項に抵触するような事態さえ想定される。それらは、憲法第 14 条「法の下での平等」、憲法第 19 条「思想・良心の自由」、憲法第 21 条 2 項「検閲の禁止」であり、これ以外にも及ぶ可能性がある。ひとつの矛盾が多くのがみを生み出しているのである。また、内閣総理大臣の国会での答弁とも矛盾する事態も生起している。原判決を破棄し、審理のやり直しを命じることは、このような矛盾、齟齬、法体系の乱れを正す契機になる。

本件は、「請願する権利」の解釈だけを正せばいいというものではなく、日本国憲法、就中、同法第 16 条と分かちがたく結びついている、請願法の解釈までも踏み込まなければ、その請願提出者の権利と利益は守られず、歪んだ法の体系も是正されない。

また、請願法第 5 条においては、すでに上げた東京高裁平成 23 年 6 月 8 日（平成 23 年（行コ）第 30 号）判決等を根拠に、請願をしたことにより、請願者と請願を受けた官公署の間に特別な法律関係を生じさせるものではないという解釈が一般的になっている。しかし左記解釈は大日本国憲法の請願権における解釈「受理可能」とほとんど変わりのない「受理義務」であり、新憲

法の下での主権者である人民の側からすれば、実質的に権利と言えるようなものとはなっていない。ありていに言えば受理さえすればよく、受理後の審理や報告などに権利は及ばず、請願法第 5 条「誠実に処理」の文言どおりにはなっておらず、憲法第 16 条の請願する権利も満たしてはいない。

このように、新憲法施行 75 年経ても、請願の処理については、天皇主権の時代からほとんど変化していないのであり、主権在民のそれには生まれ変わっていないのである。

請願権がどの範囲まで及ぶのか、陳情その他についてもその範疇とするのか否か、また請願法第 5 条「これを受理し誠実に処理しなければならない。」の「受理」、及び「誠実に処理」の実態何を示すのか、それは義務であるのか否かなどについて、判例は高裁判決のみで、最高裁の判断は示されていない。そのために高裁判決を根拠として、これまで述べてきたような不法・不当な判断が示され、官公署においても無法な振る舞いが散見される。それは本件に限らず、他の地方自治体でも同様であり、陳情の受付段階で、陳情は審査の対象としないなどと提出者に平然と伝えているところさえある。

このような状態を放置しておくことは、この国に存在するすべての人々に責任があるが、政治にたずさわる者や、司法関係者の責任はとりわけ重い。憲法第 16 条及び請願法がその本来の姿を取り戻せるべく、違法違反の判決を下すことが司法の任務であると信ずる。

付属書類

1. 別紙 1
2. 上告理由書副本・別紙 1 各 7 通